

わかやま暮らし応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、本市の区域内への移住及び定住の促進並びに本市の行政課題の解決に資するため、和歌山県外から本市に移住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 わかやま暮らし応援金（以下「応援金」という。）の交付を受けることができる者は、次の第1号から第4号までの要件を満たす者とする。ただし、2人以上の世帯が申請する場合にあっては、第1号から第5号までの要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること

ア 和歌山県外に在住し、移住する日の直前の5年間において和歌山県内に住民登録がないこと。

イ 移住相談（本市が実施するオンライン移住相談、本市役所内での移住相談又は本市が開催し、若しくは出展した移住フェア・移住相談会に参加し、移住相談をしたことをいう。以下同じ。）、就職相談（本市が実施する就職イベント・就職相談会に参加し、就職相談をしたことをいう。以下同じ。）、お試し居住施設（和歌山市お試し居住整備費補助金交付要綱（令和2年8月19日制定）第3条の規定により本市が交付した補助金を利用して整備された施設又はこれに準ずるものとして市長が認めた施設をいう。以下同じ。）又はトライアル和歌山市活動費支援金交付要綱（令和5年5月2日制定）に基づくトライアル和歌山市活動費支援金のいずれかを利用してから1年以上経過後に移住すること。

ウ 応援金の申請時において、転入後1年以内であること。

エ 応援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 日本国籍を有していること又は日本国籍を有しないものであって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

キ その他市長が応援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 和歌山市移住支援金交付要綱（令和元年10月7日制定）若しくはわかやま市型移住支援金交付要綱（令和3年3月30日制定）に規定する移住支援金又は応援金の交付を受けていないこと。

(3) 就業等に関する要件 申請日において次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が和歌山市内に所在すること。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 官公庁等（独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立し、出資し、又は出捐している団体を含む。）への就業ではないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 移住相談、就職相談、お試し居住施設又はトライアル和歌山市活動費支援金交付要綱に基づくトライアル和歌山市活動費支援金のいずれかを利用してから1月以上経過後に新規に雇用されるものであること。

イ テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 和歌山県外に存する企業に勤務する被雇用者として、主に和歌山市内で移住時からテレワークを行っていること。

(イ) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でのテレワークでないこと。

(エ) 官公庁等(独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立し、出資し、又は出捐している団体を含む。)でのテレワークでないこと。

ウ 起業に関する要件 移住相談、就職相談、お試し居住施設又はトライアル和歌山市活動費支援金交付要綱に基づくトライアル和歌山市活動費支援金のいずれかを利用してから1月以上経過後に本市内で起業し、又は本市に納税地を変更し、個人事業主又は法人の代表取締役として移住前の事業を継続して行っていること。

(4) 移住推進要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 移住相談、就職相談、お試し居住施設又はトライアル和歌山市活動費支援金交付要綱に基づくトライアル和歌山市活動費支援金のいずれかを利用してから1月以上経過後に和歌山市内の空き家(1年以上居住されていない建築物をいう。)を購入し、居住すること。

イ 和歌山市内において、農業又は漁業に従事すること。

ウ 若年者(申請者の年齢が満18歳以上満39歳以下の者をいう。)又は子育て世帯(申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満である世帯員(配偶者を除き、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む。)がいることをいう。)であること。

エ 当該年度において、高齢化が進展している地区(和歌山市役所支所及び連絡所規則(昭和43年規則第1号)で、市長が別に定める地区へ転入すること。

(5) 2人以上の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者(主たる生計維持者に限る。)を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者(主たる生計維持者に限る。)を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者(主たる生計維持者に限る。)を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、予算の範囲内において、単身世帯での申請にあつては100,000円、2人以上の世帯での申請にあつては200,000円とする。この場合において、前条第4号の要件に2以上該当する場合にあつては、100,000円を加算する。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、わかやま暮らし応援金申請書(別記様式第1号)によるものとする。

- 2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。
- 3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) わかやま暮らし応援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (2) 次の表の左欄に掲げる対象の要件の区分に応じ、同表の右欄に定める書類

ア 第2条第3号関係

対象	書類
就業に関する要件	わかやま暮らし応援金交付事業に係る就業証明書（別記様式第3号）
テレワークに関する要件	わかやま暮らし応援金交付事業に係る就業証明書（テレワーク用）（別記様式第4号）
起業に関する要件	開業届又は法人登記の登記事項証明書（本店、会社設立の年月日及び役員に関する事項が確認できるもの）の写し

イ 第2条第4号関係

対象	書類
空き家購入に関する要件	1年以上居住の用に供していなかったことを証する書類 購入した日付が確認できる書類
農業、漁業従事に関する要件	農業又は漁業に従事していることを証する書類

- (3) 提示により本人であることを確認することができる書類の写し（日本国籍を有しない者にあつては、第2条第1号ウ（イ）に規定する在留資格を証明するものの写し）
- (4) 移住先の住民票の写し（2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあつては、申請者を含む世帯員全員分）
- (5) 移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあつては、申請者を含む世帯員全員分）
（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、応援金を交付することが適当と認めるときは、わかやま暮らし応援金交付事業に係る交付決定通知書（別記様式第5号）により、当該申請者に通知する。審査の結果により応援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における応援金の交付ができない場合も、その旨を申請者に通知する。

（交付の条件）

第6条 前条に規定する交付決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 虚偽の申請等をしないこと。
- (2) 申請日から5年以内に本市から転出しないこと。
- (3) 申請日から1年以内に応援金の支給要件を満たさなくなるしないこと。
- (4) わかやま暮らし応援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、報告及び

立入調査に応じること。

(5) 申請後に、和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受けていないこと。

(6) 第2号又は第3号の条件を充足することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(応援金の交付)

第7条 市長は、第5条に規定する交付決定を行った場合は、規則第12条の規定による報告及び規則第15条の規定による交付請求を省略させるものとする。

2 交付決定を行った申請者に対しては、交付決定から3月以内に応援金の交付を行う。

(やむを得ない場合の取扱い)

第8条 規則第16条第1項第3号の規定に該当する場合であっても、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、交付の決定を取り消さないものとする。

(返還の請求)

第9条 規則第17条の規定により返還請求をする場合においては、次の各号に定めるときに応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還させることができる。

(1) 第6条第1号及び第3号から第5号までの条件に違反したとき 全額

(2) 第6条第2号の条件に違反したとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 応援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額

イ 応援金の申請日から3年以上5年未満に本市から転出した場合 半額

(定期報告)

第10条 応援金の交付を受けた者は、申請日から5年間、市から報告を求められた場合は、速やかに居住状況等を報告しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

（宛先）和歌山市長

年 月 日

わかやま暮らし応援金交付申請書

わかやま暮らし応援金交付要綱に基づき、わかやま暮らし応援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 わかやま暮らし応援金の内容（該当するものに○を付けてください。）

世帯の種類	単 身	2人以上の世帯		
就業の種類	就 業	テレワーク	起 業	
移住推進要件 の種類	空き家を購入	農業又は漁業に従事	若年層又は子育て世帯	高齢 化進展地域への転入

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して、本市に居住し、かつ、就業、起業又は個人事業主として移住前から行っていた事業を継続する意思について	意思がある	意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない	3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 本市への移住の意思について	自己の意思である	所属からの命令である
和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付申請の有無	申請予定なし	申請済又は申請予定

4 転出元の住所

住所（住民登録地）	〒
-----------	---

5 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

備考

和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受ける場合は、わかやま暮らし応援金の交付対象となりません。

管理コード（和歌山市使用欄）	
----------------	--

別記様式第2号（第4条関係）

わかやま暮らし応援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

わかやま暮らし応援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

(1) わかやま暮らし応援金交付事業に関する報告及び立入調査について、和歌山市から求められた場合には、それに応じます。

(2) 次の場合には、わかやま暮らし応援金交付要綱に基づき、応援金の全額又は半額を返還します。

ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ 申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

エ 申請日から1年以内にわかやま暮らし応援金の支給要件を満たさなくなった場合：全額

オ 報告及び立入調査に応じない場合：全額

カ わかやま暮らし応援金の交付を受けた後に和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受けたとき：全額

(3) 上記(2)イからエまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

(5) その他、わかやま暮らし応援金交付要綱の規定に反した場合は、交付の取消し処分を受けることに異議ありません。

2 同意事項

(1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているかを確認するため、和歌山市が住民基本台帳の登録状況等の閲覧による所在地確認や、就業先への調査を実施することに同意します。

(2) 和歌山市が個人情報について、わかやま暮らし応援金交付事業の実施状況の報告等のため、国、都道府県、その他行政機関に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所

氏名



（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

わかやま暮らし応援金交付事業に係る就業証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。

わかやま暮らし応援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

わかやま暮らし応援金交付事業に係る就業証明書（テレワーク用）

次のとおり、下記勤務者がテレワークしていることに相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
本人の所定勤務時間に占めるテレワークの割合	%以上
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。

わかやま暮らし応援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

和歌山市長



わかやま暮らし応援金交付事業に係る交付決定通知書

わかやま暮らし応援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおりわかやま暮らし応援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

わかやま暮らし応援金 円

振込予定日 年 月 日

指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。

応援金は、登録された口座に振り込みます。

備考

- 本市は、わかやま暮らし応援金交付要綱の規定に基づき、わかやま暮らし応援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。
- 本市は、わかやま暮らし応援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、わかやま暮らし応援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
 - 申請日から1年以内にわかやま暮らし応援金の支給要件を満たさなくなった場合：全額
 - 報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - わかやま暮らし応援金の交付を受けた後に和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受けたとき：全額
- 上記2（2）から（4）までの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けてください。
- わかやま暮らし応援金の申請日から5年間、市から報告を求められた場合は、速やかに居住状況等を報告してください。

管理コード（和歌山市使用欄）	
----------------	--